

制定 平成24年2月20日
最近改正日 平成26年1月17日

大阪市こども青少年局 ひとり親家庭等支援事業委託事業者選定会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市こども青少年局が実施するひとり親家庭等ならびに要保護児童に関する支援事業の委託事業者を選定するにあたり、「大阪市こども青少年局ひとり親家庭等支援事業委託事業者選定会議」(以下、「選定会議」という。)を開催する。

(会議の委員)

第2条 選定会議は2専門分野以上で3名以上の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げるものから、こども青少年局が依頼する。

- (1) 母子福祉、児童福祉、地域福祉、母子保健、子育て支援の分野に造詣が深い学識経験者
- (2) その他必要と認める者

(座長)

第3条 選定会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、選定会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 座長に事故のあるときには、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(所管事務)

第4条 選定会議は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 企画提案方式による委託事業者の選定にかかる審査基準
 - (2) 企画提案方式による委託事業者の選定にかかる提案内容の評価
- 2 その他選定に必要な事項は、選定会議において定める。

(庶務)

第5条 選定会議の庶務は、こども青少年局子育て支援部において処理する。

附 則

この要綱は平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年1月10日から施行する。

附則

この要綱は平成26年1月17日から施行する。